

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」というビジョンを掲げ、宇宙利用を広く普及させ、もって社会的にも環境的にもより豊かでサステナブルな社会を実現することを目指しております。

そのような社会を実現するにあたっては、株主の利益はもちろんのこと、従業員、ユーザー、取引先及び地域社会など様々なステークホルダーの利益に貢献する必要があると考えております。

このような考えから、宇宙事業者に求められる革新性を重視しつつも、他方で、事業活動の透明性及び健全性が確保されるよう、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、運用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SMBC-GBグロース1号投資事業有限責任組合	5,013,000	7.55
31VENTURES-グローバル・ブレイン・グロース 合同会社	4,051,300	6.10
中村 友哉	2,900,000	4.37
楽天証券株式会社共有口	2,574,800	3.88
永島 隆	2,260,000	3.40
宮下 直己	2,260,000	3.40
UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	2,133,300	3.21
株式会社SpaceCompass	1,916,000	2.89
Kepple Liquidity1号投資事業有限責任組合	1,691,600	2.55
SBI Ventures Three合同会社	1,494,600	2.25

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、2025年11月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	5月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鎌田 富久	他の会社の出身者													
向井 千秋	他の会社の出身者													
杉山 全功	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田 富久			<p>社外取締役鎌田富久は、ネットワークソフトウェア会社の株式会社ACCESSの創業者であり、同社の退任後はスタートアップ支援をする有限会社TomyKを設立し、ロボット、AI、IoT、宇宙、ゲノム、医療など様々な分野のスタートアップを支援しており、先端技術分野での経営に関する豊富な知見を有していることから、その知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っていただくために選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員要件を全て満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。</p>
向井 千秋			<p>社外取締役向井千秋は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構在籍時の宇宙飛行士の経験をはじめとし、アメリカ航空宇宙局での研究活動及び国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会議長など国内外での宇宙事業発展に長らく貢献をしており、その他大手上場企業の社外取締役を務めるなど宇宙業界及び会社経営に関する豊富な知見を有していることから、その知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っていただくために選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員要件を全て満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。</p>
杉山 全功			<p>社外取締役杉山全功は、株式会社ザッパラスをはじめとし、複数社のスタートアップ企業の取締役に勤め、上場企業として大きく成長させた実績、また会社経営に関する豊富な知見を有していることから、その知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っていただくために選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員要件を全て満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人、内部監査人と定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有し連携を図ることで、効率的に監査を実施し、監査の質的向上を図っております。

具体的には、四半期毎に、監査役、会計監査人、内部監査人による会議(三様監査会議)を実施し、監査の実施状況の共有と意見交換を行っており、重要な監査情報の適時の共有を図っております。

また、監査役と内部監査人は、隔週にて定例会議を実施し、業務運営における課題、双方の監査実施内容及び実施状況等について協議を行っており、監査役と会計監査人は適宜に会議を行い、会計上の留意事項等について、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小幡 映未子	他の会社の出身者													
原田 誠司	他の会社の出身者													
佐藤 裕	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小幡 映未子			社外監査役小幡映未子は、20年以上に亘る弁護士活動では一般銀行法務、証券化・流動化、プロジェクトファイナンスを含む幅広い金融取引法務を経験しており、複数の社外監査役の経験を併せて、当社における監査機能を十分発揮できることが期待できるものと考え、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。
原田 誠司			社外監査役原田誠司は、20年以上に亘る公認会計士としての経験を有しており、当社における監査機能を十分発揮できることが期待できるものと考え、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。

佐藤 裕		<p>社外監査役佐藤裕は、総合電機メーカーである日本電気株式会社において主に生産管理業務および経営企画業務に従事するとともに、関係会社の取締役・監査役職務の経験を有しております。また日本電気株式会社退職後はスタートアップ企業における監査役の経験を有しており、当社のガバナンス強化にあたり有用な監査を期待できると考え、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。</p>
------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6名
---	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

前記付与対象者に対し、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬規程を定めており、取締役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は取締役会で決議することとし、監査役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は監査役同士の協議で決定することとしております。なお、取締役及び監査役の報酬は、1年ごとに、会社の業績、会社の利益水準、他社の水準等を考慮して決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役に対するサポートは主に取締役会の運営を担当するコーポレート本部で行っております。取締役会の資料については、原則としてコーポレート本部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行うようにしており、独立役員として活動する環境は整備されているものと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

1. 取締役会

当社の取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則して重要事項を決議し、取締役による業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には監査役3名も出席しており、常に会社の意思決定の監査が行われる状況を整備しております。

2. 監査役会

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)からなり、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。また、監査役は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、全部署を往査のうえ業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監査しております。さらに、会計監査人及び内部監査室とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。

3. 内部監査

当社における内部監査は、代表取締役直属の内部監査室が、内部監査規程に基づきグループ会社の全部署を対象に計画的かつ網羅的に監査を実施しています。監査では社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づき、適正に運営されているかについて監査を行い、内部統制の強化を図っております。監査結果については代表取締役及び取締役会に報告し、内部監査の結果として改善の必要がある場合には、対象部署に改善指示を出しております。

4. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

5. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス及びリスク管理の推進に関する協議・検討機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長である代表取締役のほか、常勤取締役、執行役員、本部長、副本部長、グループ長、その他委員長が指名する者で構成されております。コンプライアンス・リスク管理委員会は、原則として半期に一度開催するほか、必要に応じて機動的に臨時で開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、規程等の策定及び改廃、法令順守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修計画、リスクマネジメントに関して協議を行っております。

6. 経営会議

当社の経営会議は代表取締役、常勤取締役、執行役員、及び代表取締役が審議のために必要と判断した者で構成されており、原則として毎月2回開催し、必要に応じて追加で開催しております。

経営会議では、取締役会に付議すべき事項の審議や経営方針、計画、予算に関する事項、事業推進に関する事項、人事諸制度に関する事項等の経営上の課題に関する決議、審議及び情報共有を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、代表者による業務執行を原則としつつも、重要事項については取締役会に業務執行の決定権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることが、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に牽制が効く体制につながると考え、監査役会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトにIR ページを開設し、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後に 決算説明会を開催し、代表取締役が説明を行っております。また、上記に加えてスモールミーティング等を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトに IR ページを開設し、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部がIR担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の株主、顧客をはじめ、様々なステークホルダーからの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業を展開しております。コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的として、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、コンプライアンスの徹底に努めております。 また、適時開示規程を制定し、適時適切かつ公平な情報提供を行うよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する積極的な情報開示が重要であり、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は2021年7月20日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議をし、適時に取締役会にて改訂しており、当社及び連結子会社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

1 業務の適正を確保する体制の内容

1-1 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役等(当社及び子会社の取締役、執行役員をいう。以下同じ)は、当社及び子会社(以下「アクセルスペースグループ」という)が共有すべきルールや考え方を表した「アクセルスペースコアバリュー」及び規程全般を通じて、アクセルスペースグループにおける企業倫理の確立ならびに取締役等及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保をするとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。
- (2) 内部監査室は、内部監査基本計画書に基づきアクセルスペースグループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- (3) 取締役等は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (4) 内部通報制度の利用を促進し、アクセルスペースグループにおける法令・定款違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (5) コンプライアンス・リスク管理委員会は、アクセルスペースグループにおけるリスク管理の全社の推進を図り、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

1-2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報管理については、一般的な情報については「情報セキュリティポリシー」に基づき「情報システムマネジメント基準規程」により、また、技術情報については「技術情報管理規程」により情報管理に関する責任体制を明確化している。なお、情報管理に関する具体的施策については、「情報システム利用基準規程」及び「情報システム構築運用基準規程」に基づき、アクセルスペースグループ全体で横断的に推進する。
- (2) 取締役等及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理要領」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、重要な契約書、予算・決算関係書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (4) 個人情報については、法令、「特定個人情報取扱規程」及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

1-3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、アクセルスペースグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心とするリスク管理体制を構築し、アクセルスペースグループのリスク管理の全社の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図りリスクの回避及び損失の最小化を図る。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、アクセルスペースグループのリスク管理の実施について監督する。
- (4) コーポレート本部は、各本部・室が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- (5) 各本部・室は、その業務の遂行にあたり生じる恐れのあるリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- (6) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議又は報告をする。
- (7) 各本部・室は、業務の過程で事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに代表取締役及びコーポレート本部長にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、経営会議及び取締役会に付議又は報告をする。
- (8) 内部監査室は、アクセルスペースグループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。

1-4 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (1) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (2) 取締役会は、アクセルスペースグループの中期経営計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督し担当取締役等からの報告を通じて、業務執行の効率性及び健全性を点検し、適宜見直しを行う。
- (3) アクセルスペースグループに共通して適用される、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」(決裁基準表を含)により、取締役及び各職位における決裁権限の内容及び関与すべき本部・室等を明確に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を行う。

1-5 企業集団(アクセルスペースグループ)における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、職務権限規程に基づき、重要な経営事項については、当社の承認を得、報告を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
前記1-3記載の通り、アクセルスペースグループ一体としての体制を構築している。
- (3) 子会社の取締役等の職務が効率的に行われることを確保するための体制
前記1-4記載の通り、アクセルスペースグループ一体としての体制を構築している。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
前記1-1記載の通り、アクセルスペースグループ一体としての体制を構築している。

2 財務報告の適正性確保のための体制整備

- (1) コーポレート本部を所管する取締役あるいはコーポレート本部を所管する執行役員は商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- (2) 財務報告の適正性を確保するための体制につき、金融商品取引法その他国内外の法令に基づき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
- (3) アクセルスペースグループの各本部・室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

3. 監査役補助者に関する体制

3-1 監査役補助者の設置に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務遂行を補助する使用人(以下、「監査役補助者」という。)を置く場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

3-2 監査役補助者の独立性に関する事項

監査役補助者の人事考課、異動、懲戒等については監査役会の承認を要する。

3-3 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号記載のとおり、監査役補助者が監査役の指示に従うことにより、処遇上の不利益を被ることがない体制を構築し、実効性が確保されている。

4. 監査役への報告、報告者の保護、費用、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

4-1 監査役への報告に関する体制

(1)取締役等及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

(2)取締役等及び使用人は、アクセルスペースグループ内部通報規程に基づき、常勤監査役に対して不正行為の通報を行うことができる。

4-2 前記4-1の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)アクセルスペースグループ内部通報規程において、通報者の秘密が守られ、また通報をしたことを理由とする不利益な取扱いが禁止されている。

4-3 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の支払いを行う。

(2)監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に認めることができる。

4-4 監査役の監査の実効性を確保するための体制

(1)監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(2)監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(3)監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(4)重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求に応じないことを基本的な方針とし、「内部統制システムに関する基本方針」においても反社会的勢力排除に関する方針を定めております。また、反社会的勢力排除に向けた整備状況としましては、反社勢力の排除を徹底するために「反社会的勢力への対応に関する規程」及び「反社チェック要領」を定めており、組織体制として、反社会的勢力の排除の主幹部門をコーポレート本部とし、役員及び従業員等に対する教育も含めた組織的な排除体制を整備する権限責任を明確にするとともに、反社会的勢力の該当性の有無の確認を、新規取引先・既存取引先・株主・役員・従業員に対して行っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

〔コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)及び適時開示体制の概要(模式図)〕

